

平成 19 年 1 月 25 日 制定
平成 20 年 6 月 18 日 改正
平成 24 年 12 月 1 日 改正
平成 27 年 8 月 24 日 改正

(株) C I 東海
確認検査業務約款

確認検査業務約款

(目的)

第1条 この確認検査業務約款（以下「業務約款」という。）は、建築主（以下「甲」という。）と株式会社C I 東海（以下「乙」という。）が、確認検査の業務の実施について、確認検査業務規程（以下「業務規程」という。）第18条、第30条、第36条及び第40条の3の規定に基づき、次条の契約を履行するうえで必要な事項を定めることを目的とする。

(契約)

第2条 乙は、業務規程第17条第5項の規定による確認引受承諾書、同第29条第6項の規定による中間検査引受証、同第35条第6項の規定による完了検査引受証又は同40条の2第4項の規定による仮使用認定引受承諾書をそれぞれ交付することをもって、甲と契約（以下「契約書」という。）を締結したものとする。

(責務)

第3条 甲及び乙は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）並びにこれに基づく命令及び条例等を遵守し、この業務約款及び業務規程に定められた事項を内容とする契約を履行する。

- 2 乙は、善良な管理者の注意義務をもって、第2条の契約書に定められた確認検査の業務を次条に規定する期間（以下「業務期間」という。）以内に行わなければならない。
- 3 乙は、甲から乙の確認検査の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 4 甲は、別に定める確認検査業務手数料規程に基づき定められた手数料を、この契約が締結された日（以下「契約日」という。）までに支払わなければならない。ただし、業務規程第42条第3項に規定する方法による場合は、この限りではない。
- 5 甲は、乙の請求があるときは、乙の確認検査の業務に必要な範囲内において、建築物、建築設備または工作物（以下「建築物等」という。）の計画及び施工方法その他必要な情報を遅滞なく、かつ正確に乙に提供しなければならない。
- 6 甲は、乙の確認検査の業務において、建築物等の計画に関し乙がなした建築基準関係規定に適合させるための指摘に対し、速やかに補正又は追加説明書の提出その他必要な措置をとらなければならない。
- 7 甲は、乙が確認検査の業務を行う際に、建築物等及び建築物等の敷地に立ち入り、必要な調査又は検査を行うことができるよう協力しなければならない。

(業務期間)

第4条 確認検査の業務期間は、次に掲げる区分に応じた期間とする。

(1) 確認業務

イ 法第6条第1項第1号から第3号までに係る建築物の場合にあっては、契約日（法第93条第1項に規定する消防長等の同意を要する場合にあっては、同意日。法第6条第1項第4号に係る建築物において同じ。）から35日（業務規程第13条に規定する休日は含まない。以下本号において同じ。）以内に、同項第4号に係る建築物の場合にあっては、契約日から7日以内とする。

なお、構造計算の審査を必要とする場合にあっては、この期間を超えることができる。

ロ 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第129条の2及び第129条の2の2に規定する特別な設計に基づく申請の場合にあっては、別に甲乙協議して定めるものとする。

ハ 法第87条の2に規定する建築設備の場合にあっては、契約日から7日以内とする。

なお、当該建築設備に係る建築物の確認申請と同時に申請する場合にあっては、建築物の確認済証を建築主に交付するまでとする。

ニ 令第138条第1項に規定する工作物の場合にあっては、契約日から7日以内とする。

なお、構造計算の審査を必要とする場合にあっては、この期間を超えることができる。

ホ 令第138条第2項及び第3項に規定する工作物等特別な設計に基づく申請の場合にあっては、甲乙協議して定めるものとする。

(2) 中間検査業務

前号イに規定する建築物の場合にあっては、中間検査引受証に記載の特定工程工事終了（予定）年月日から4日以内（甲又は乙の都合により4日以内に検査が行えない場合は、別に協議して定める日。）とする。

(3) 完了検査業務

第1号に規定する建築物の場合にあっては、完了検査引受証に記載の工事完了（予定）年月日又は完了検査引受年月日のいずれか遅い日から7日以内のあらかじめ定めた完了検査予定日とする。

(4) 仮使用認定業務

法第7条の6第1項第2号に規定する仮使用の認定の場合にあっては、仮使用認定申請書に記載の工事完了予定日から7日以内とする。

2 乙は、甲が前条第4項から第6項までに定める責務を怠った時、その他乙の責に帰することができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合

には、甲に対しその理由を明示のうえ、業務期日の延長を請求することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他の必要事項については、甲乙協議して定める。

(甲の契約解除権)

第5条 甲は、次の事項の一に該当するときは、乙に書面をもって通知して、この契約を解除することができる。

(1) 乙が、正当な理由なく、第4条第1項に規定する当該業務を業務期日までに終了せず、又その見込みのないとき。

(2) 乙が、この契約に違反したことに付き、甲が相当期間を定めて催告しても、なお是正されないとき。

2 前項に規定する場合のほか、甲は、業務規程第24条第1項、同第33条第1項、同第39条第1項及び第40条の7第1項の規定による確認申請取下げ届、中間検査申請取下げ届、完了検査申請取下げ届及び仮使用認定申請取下げ届けを提出したときは、この契約を解除したものとする。

3 第1項の契約解除の場合、甲は、手数料がすでに支払われているときは、これの返還を乙に請求することができる。又、甲は、その契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

4 第1項の契約解除の場合、前項の規定によるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。

5 第2項の契約解除の場合、乙は、手数料がすでに支払われているときは、これを甲に返還せず、又、当該手数料が未だ支払われていないときはこれの支払いを甲に請求することができる。

6 第2項の契約解除の場合、前項の規定によるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の契約解除権)

第6条 乙は、次の事項の一に該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

(1) 甲が、正当な理由なく、第3条第4項の規定による手数料を契約日までに支払わないとき。

(2) 甲が、この契約に違反したことに付き、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき。

2 前項の契約解除の場合、乙は、手数料がすでに支払われているときはこれを甲に返還せず、又、当該手数料が未だに支払われていないときは、これの支払いを甲に請求することができる。並びに乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

3 第1項の契約解除の場合、前項の規定によるほか、乙は損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(秘密保持)

第7条 乙は、確認検査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(個人情報の取り扱い)

第8条 乙は、個人情報の保護に関する法令を遵守し、甲から得られた個人情報は、確認検査の業務の実施及びその連携事業の実施に必要な範囲で利用することができるものとする。

(訴訟の提起)

第9条 本件に関する一切の紛争については、名古屋地方裁判所本庁・名古屋簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

(別途協議)

第10条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲及び乙は、信義誠実の原則に則り協議のうえ、定めるものとする。

附 則

この業務約款は、平成 19 年 1 月 25 日より施行する。

この業務約款は、平成 20 年 6 月 18 日より施行する。

この業務約款は、平成 24 年 12 月 1 日より施行する。

この業務約款は、平成 27 年 8 月 24 日より施行する。